

企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針



1. 医療機関等との関係の透明性についての日医工グループの姿勢

日医工グループは、高品質な医薬品の開発、製造、安定供給、製造販売後の情報提供と情報収集、並びに、安全対策など医療機関等との連携を含めて多様な企業活動を行うことにより、人々の健康に貢献することを目指しています。これらの活動にあたって、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）をはじめとする各種法令、並びに、日本ジェネリック製薬協会（以下、GE 薬協）企業行動憲章、GE 薬協コード・オブ・プラクティス、医療用医薬品製造販売業公正競争規約などの業界自主基準を遵守し、また独自の行動指針・行動憲章を制定・遵守し、医薬品として適正な取引と流通、医療機関等および医療関係者との健全な関係の保持に努めてまいりました。更に、GE 薬協の「企業活動と医療機関等の関係における透明性ガイドライン」（2012年4月公表、2022年改定）に基づき、日医工グループは国民の生命、健康に大きくかかわる生命関連企業として、医療機関等との関係の透明性を確保することで、高い倫理性を担保した上で企業活動を行うため「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」を策定いたしました。日医工グループは、社会からさらに高い信頼を得られる企業となることを目指し、本指針に基づき、医療機関等・医療関係者への資金提供について、以下のように情報公開を行い、透明性の高い企業活動を行ってまいります。

2. 公開の時期および方法

2020年度以降の各年度（4/1～3/31）における医療機関等への支払いや資金提供に関する情報を、当該年度の決算確定後に日医工グループ分を当社のウェブサイト等を通じて公開いたします。

3. 公開の範囲および内容

公開する医療機関等への資金提供に関する情報の範囲および内容は、次のとおりです。

A. 研究費開発費等

研究費開発費等には、臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制や各種指針のもとで実施されている研究・調査等に要した費用が含まれます。提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開いたします。

1. 特定臨床研究費 ^{*1}	提供先施設等の名称等 ^{*2} ：件数 金額
2. 倫理指針に基づく研究費 ^{*3}	提供先施設等の名称 ^{*4} ：件数 金額
3. 臨床以外の研究費 ^{*5}	提供先施設等の名称
4. 治験費	提供先施設等の名称 ^{*4} ：件数 金額
5. 製造販売後臨床試験費	提供先施設等の名称 ^{*4} ：件数 金額
6. 副作用・感染症症例報告費	提供先施設等の名称 ^{*4} ：件数 金額
7. 製造販売後調査費	提供先施設等の名称 ^{*4} ：件数 金額
8. その他の費用	年間の総額

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用。

1. 接遇等費用 年間の総額

以上

2020年3月 策定

2023年3月 改定